

## 越生町電気自動車普及促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電気自動車を導入する者に対し、予算の範囲内で町がその費用の一部を補助することにより、地球温暖化の防止及び大気汚染の改善を図るとともに、二酸化炭素の排出量実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、電気自動車とは、搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機として、内熱機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除いた四輪のものに限る。）をいう。以下同じ。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 町内に住所を有する者で、現に居住していること。

(2) 電気自動車の購入者であり、当該電気自動車に係る自動車検査証上の所有者及び使用者であること。ただし、所有権留保付きローン購入の場合は、所有者が自動車販売会社、ローン会社等であり、かつ、使用者が申請者であること。

(3) 町税等を滞納していないこと。

### (補助対象自動車)

第4条 補助の対象となる電気自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 申請する年度中に初度登録を行っていること。

(2) 町内に使用の本拠を置く車両であること。

(3) 自家用の自動車であること。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象自動車1台につき50,000円とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、越生町電気自動車普及促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」

という。)に次に掲げる書類を添付して、町長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
  - (2) 購入に係る契約が確認できる契約書、注文書等の写し
  - (3) 購入費用の支払を確認することができる書類の写し
  - (4) 補助対象自動車を保管場所において撮影した写真
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- (受付及び交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、越生町電気自動車普及促進補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、越生町電気自動車普及促進補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 補助対象者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(財産処分の制限)

第10条 補助対象者は、補助金の交付対象となった電気自動車を自動車検査証の交付後4年を経過する前において、町長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 補助対象者は、前項に規定する使用等の承認を受けようとするときは、越生町電気自動車普及促進補助金に係る財産処分承認申請書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請を受けた場合、速やかにその内容を審査の上、財産処分の可否を決定し、越生町電気自動車普及促進補助金に係る財産処分承認・不承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

4 町長は、第1項に定める期間が経過するまでの間における財産の処分を

承認しようとする場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。